

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県クリーニング業法施行細則（抜粋）

高知県クリーニング業法施行細則（抜粋）

（書類の提出）

第2条 法又は省令の規定により提出する書類のうち、クリーニング師試験及びクリーニング師の免許に関するものは住所地又はクリーニング所の所在地を管轄する保健所長（当該住所地又は所在地が高知市である場合にあっては、高知市長）を経由して知事に、その他のものはクリーニング所の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。ただし、住所地が県外である者のクリーニング師試験及びクリーニング師の免許に関する書類は、知事に提出するものとする。

（書類の提出）

第2条 法又は省令の規定により提出する書類のうち、クリーニング師試験及びクリーニング師の免許に関するものは住所地又はクリーニング所の所在地を管轄する保健所長（当該住所地又は所在地が高知市である場合にあっては、高知市長）を経由して知事に、その他のものは営業所の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。ただし、住所地が県外である者のクリーニング師試験及びクリーニング師の免許に関する書類は、知事に提出するものとする。

（クリーニング所検査確認証の書換え交付）

第2条の2 法第5条第3項の規定による届出事項の変更の届出又は法第5条の3第2項の規定による地位の承継の届出をした者は、当該クリーニング所の所在地を管轄する保健所長に条例第3条第1項の規定により交付されたクリーニング所検査確認証（以下「クリーニング所検査確認証」という。）の書換え交付を申請することができる。

（クリーニング所検査確認証の再交付）

第3条 クリーニング所の営業者は、条例第3条第1項の規定により交付されたクリーニング所検査確認証（以下「クリーニング所検査確認証」という。）を破り、汚し、又は失ったときは、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定により知事

（クリーニング所検査確認証の再交付）

第3条 クリーニング所の営業者は、クリーニング所検査確認証を破り、汚し、又は失ったときは、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定により知事から法第5条の2の規定による確認の権限を委任された当該クリーニング所の所在地を管轄

する保健所長にクリーニング所検査確認証の再交付を申請することができる。この場合において、その理由がクリーニング所検査確認証を破り、又は汚したものであるときは、これを添付しなければならない。

2 前項の場合において、クリーニング所検査確認証の再交付を受けた後、失ったクリーニング所検査確認証を発見したときは、速やかにこれを当該クリーニング所検査確認証を交付した保健所長に返納しなければならない。

(様式)

第8条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省令第1条の3第1項に規定するクリーニング所の開設の届出書 別記第1号様式

(2) 省令第1条の3第2項に規定する無店舗取次店の営業の届出書 別記第2号様式

(3) クリーニング所検査確認証 別記第3号様式

(3)の2 第2条の2の規定に基づくクリーニング所検査確認証の書換え交付の申請書 別記第3号様式の2

(4) 第3条第1項の規定に基づくクリーニング所検査確認証の再交付の申請書 別記第4号様式

(5) 省令第1条の3第3項の規定による届出事項の変更の届出書 別記第5号様式

(6) 省令第1条の3第3項の規定によるクリーニング所又は無店舗取次店の廃止の届出書 別記第6号様式

から法第5条の2の規定による確認の権限を委任された当該クリーニング所の所在地を管轄する保健所長にクリーニング所検査確認証の再交付を申請することができる。この場合において、その理由がクリーニング所検査確認証を破り、又は汚したものであるときは、これを添付しなければならない。

2 前項の場合において、クリーニング所検査確認証の再交付を受けた後、失ったクリーニング所検査確認証を発見したときは、速やかにこれを当該クリーニング所検査確認証を交付した保健所長に返納しなければならない。

(様式)

第8条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省令第1条の3第1項に規定するクリーニング所の開設の届出書 別記第1号様式

(2) 省令第1条の3第2項に規定する無店舗取次店の営業の届出書 別記第2号様式

(3) クリーニング所検査確認証 別記第3号様式

(4) 第3条第1項の規定に基づくクリーニング所検査確認証の再交付の申請書 別記第4号様式

(5) 省令第1条の3第3項の規定による届出事項の変更の届出書 別記第5号様式

(6) 省令第1条の3第3項の規定によるクリーニング所又は無店舗取次店の廃止の届出書 別記第6号様式

(6)の2 省令第2条の2第1項に規定する譲渡による営業者の地位の承継の届出書 別記第6号様式の2

- (7) 省令第2条の3第1項に規定する相続による営業者の地位の承継の届出書 別記第7号様式
- (8) 省令第2条の4第1項に規定する合併による営業者の地位の承継の届出書 別記第8号様式
- (9) 省令第2条の5第1項に規定する分割による営業者の地位の承継の届出書 別記第9号様式
- (10) 省令第3条の受験願書 別記第10号様式
- (11) 法第8条第1項及び省令第7条に規定するクリーニング師の原簿 別記第11号様式
- (12) 省令第4条に規定するクリーニング師の免許の申請書 別記第12号様式
- (13) 省令第6条第1項の規定によるクリーニング師の免許証の再交付の申請書 別記第13号様式
- (14) 省令第8条の規定によるクリーニング師の免許証の訂正の申請書 別記第14号様式
- (15) 省令第10条の規定に基づくクリーニング師の免許証の返納の届出書 別記第15号様式

- (7) 省令第2条の2第1項に規定する相続による営業者の地位の承継の届出書 別記第7号様式
- (8) 省令第2条の3第1項に規定する合併による営業者の地位の承継の届出書 別記第8号様式
- (9) 省令第2条の4第1項に規定する分割による営業者の地位の承継の届出書 別記第9号様式
- (10) 省令第3条の受験願書 別記第10号様式
- (11) 法第8条第1項及び省令第7条に規定するクリーニング師の原簿 別記第11号様式
- (12) 省令第4条に規定するクリーニング師の免許の申請書 別記第12号様式
- (13) 省令第6条第1項の規定によるクリーニング師の免許証の再交付の申請書 別記第13号様式
- (14) 省令第8条の規定によるクリーニング師の免許証の訂正の申請書 別記第14号様式
- (15) 省令第10条の規定に基づくクリーニング師の免許証の返納の届出書 別記第15号様式